

市民参画と協働のまちづくり条例 ガイドブック

～あなたの手でまちづくり計画を～



平成 22 年 10 月 1 日

可 児 市

まちづくりのキーワードは「参画」と「協働」

はじめに

日本は、右肩上がりの高度経済成長の時代を経て、少子高齢化の進展、人口減少、地球温暖化などの環境問題などさまざまな問題を抱える時代を迎えています。これらの問題が当然ながら地域社会にも大きな影響を及ぼしていますが、これらに対応し、可児市第三次総合計画におけるまちの将来像である「心豊かな活力とうるおいのある住みよいまち・可児」を実現していくには、市民と行政がそれぞれの自覚と責任のもとにまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このような背景の中、可児市では平成16年7月に「市民参画と協働のまちづくり条例」（以下条例という）を施行し、市民・事業者・市がそれぞれの責務を果たし、互いの立場を尊重し、市民の参画によるまちづくり、市民・事業者・市の協働によるまちづくりが始まりました。

しかし条例の運用が始まると、条例活用団体や事業者等から、条例の運用上の問題点などがあげられてきました。市は、平成20年度から条例施行後の運用について各団体からヒアリングを行うなど、条例をより活用しやすくするため、見直しの検討を行ってきました。学識経験者、各分野で活動する団体の代表者、市民公募委員からなるまちづくり審議会での審議後、市長への答申を受け、平成22年10月1日に条例の一部改正を施行することになりました。

市は、条例により認定されたまちづくり計画や協働のまちづくり事業を、まちづくり協議会や事業実施団体との役割分担により協働で実施していきます。

みなさんの地域でも、協働のまちづくりを進めるために、まちづくり条例を活用しませんか。

市民参画と協働のまちづくりの背景

多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題への対応

市民の価値観が多様化するとともに、地域によって抱える課題が異なっており、それらに対応できる行政の仕組みをつくとともに、市民の積極的なまちづくりへの参画が求められます。

逼迫した行財政状況と需要拡大が見込まれる公共サービス

少子高齢化、人口減少が進展することが予測される今後は、行政は需要の拡大が予想される福祉関連などの公共サービスを担っていくことが今まで以上に期待される一方、その財源は限られており、地域の課題に十分対応していくことは困難になってきています。これらに対応していくには、行政だけではなく市民・事業者との協働のまちづくりが不可欠です。

少子高齢社会の到来

可児市は昭和40年代から50年代に多くの住宅団地が造成され、同時期に入居した世代の多くの住民が高齢化していくとともに、急激な勢いで少子化が進んでいます。少子高齢社会において地域社会の活性化を図っていくには、高齢者の活動の範囲を広げるとともに、幅広い世代の市民のまちづくりへの参画が求められています。

市民参画と協働のまちづくり条例の目指すところ

市民参画と協働によるまちづくりの推進

行政主導のまちづくりから、市民が主体的に参画し行政と協働する市民自治のまちづくりへと移行するため、市民・事業者・市がそれぞれの役割を分担し、参加ではなく参画、行政だけでなく市民、事業者と一緒にまちづくりを進めていきます。

土地利用の適正な規制誘導

土地は限られた貴重な資源であり、まちづくりにおける基盤であることを基本に、良好な都市環境の形成と保全をするために地域特性に配慮した適正な土地利用の規制誘導を行います。

可児市市民参画と協働のまちづくり条例のポイント

1 趣旨及び目的（前文・第1条）

私達市民は、豊かな自然とこれまで先人が築き上げてきた歴史と文化を引き継ぎ、これらを活かしつつ新しい課題に対処する視点をもって、安全、快適で住みやすく、文化的で魅力にあふれた地域社会をつくり、これを次の世代に引き継いでいくには、市民自治の理念に基づいた、市民のまちづくりへの主体的な参画意識と参画のしくみが必要であり、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進する条例を制定します。

この条例は、まちづくりの基本理念とまちづくりの主体となるものの責務を明らかにするとともに、まちづくりへの市民参画の基本となる事項を定め、市民、事業者及び市の協働によって、可児市基本構想に定めるまちの将来像の実現を図ることを目的とします。

2 定義（第2条）

この条例で用いている用語の定義をしています。

市民

市内に居住する者及び可児市のまちづくりに関わりをもつものをいいます。

まちづくり

「まちづくり」という言葉には、道路、公園、街区の整備など、いわばハードなまちづくりから、地域の福祉や文化事業などのソフトなまちづくりまで幅広い活動が含まれており、人によって「まちづくり」のイメージが異なります。ここではそれらを集約して、「住みよい地域社会をつくるためのさまざまな活動」と定義します。

市民公益活動

まちづくりを目的として、市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいいます。

協働

「協働」とはパートナーの関係であり、双方の目的が一致するところで、互いに責任をもち、互いの立場や特性を尊重して、できるだけ対等の関係で協力することです。

土地利用行為（開発行為、建築、開発行為以外の土地の区画形質の変更、現状の土地の利用の目的を変更する行為）

・「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項に規定する行為です。主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいいます。

- ・「建築」とは、建築基準法第2条第13号に規定される行為です。建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいいます。
- ・「開発行為以外の土地の区画形質の変更」とは、都市計画法の開発行為にあたらぬ行為で、例えば、駐車場や資材置場として土地を造成する場合などが該当します。
- ・「現状の土地の利用の目的を変更する行為」とは、例えば工場である敷地にショッピングセンターを建設する場合等が該当します。

事業者

市内において、営利を目的とする事業又は土地利用行為（以下「事業活動」という。）を行うものをいいます。

区域住民等

「区域住民等」には、区域内に住所を有する者のほか、区域内で事業を営む者も、まちづくりの担い手として定義に含めています。

地域コミュニティ団体

市民公益活動団体のひとつである「地域コミュニティ団体」には、自治会をはじめとする自治組織やまちづくり協議会のほか、交通安全や青少年育成などのさまざまな分野で地域に密接に関わる市民公益活動を行う地縁による団体が含まれます。地域のまちづくり活動の主要な担い手として定義するものです。

3 基本理念（第3条）

まちづくりについての基本的な理念を掲げています。

- 1 まちづくりは、市民の提案と参画により行われることが基本であり、市民は、まちづくりに参画する権利とともに責務を有します。
- 2 市民、事業者及び市は、主体者として、相互に信頼し、協働してまちづくりを総合的かつ計画的に進めます。
- 3 市民及び事業者は、土地利用等の私権の行使にあたっては、公共の福祉を優先し、地域のまちづくりの目標並びに自然、歴史、文化及び環境の保全に配慮するよう努めます。

4 役割（第4条～6条、8条）

市民、地域コミュニティ団体、事業者及び市の役割を定めました。

市民の責務（第4条）

市のまちづくり事業に協力すること、まちづくりを目的とした社会貢献活動に積極的に参画すること、自治会など住民自治組織のルールやこの条例で定めるまちづくり計画などをつくり自ら実行していくことにより、地域の自治を発展させることに努めます。

地域コミュニティ団体の役割（第8条）

それぞれの地域においてまちづくりの主体として団体同士が連携することにより、地域の課題を共有し、話し合い、解決へと結びつけていくよう努めます。

事業者の責務（第5条）

事業者の行う経済活動や土地利用行為は、まちの重要な要素であり、事業活動にあたっては、地域社会の一員として、良好な都市環境をつくり、環境への負荷を軽減するように努めるとともに、市や市民のまちづくりの活動に協力する責務があります。

市の責務（第6条）

- ・まちづくりを推進するための総合的な計画を策定し、事業を実施するとともに、計画の策定にあたっては市民の意見を反映するよう努めます。
- ・まちづくりに関する情報を市民に提供し、情報の共有化に努めます。
- ・まちづくりに関する知識の普及とその活動環境の整備を行い、市民公益活動を活発にするとともに、まちづくりへの市民参画の機会を設けるよう努めます。
- ・事業者の行う事業活動に対して、まちづくりを推進する立場から必要な措置を講じます。

5 市の取り組み（第7条、9条～11条、23条）

市民公益活動の環境整備（第7条）

- ・市民公益活動を活発にし、活動団体の自立を促進するために、市民公益活動を行うものの活動及び交流の拠点となる施設を整備するよう努めます。（可児市市民公益活動センターが開設されています。）
- ・市民公益活動を支援するために、その活動費を助成することができます。（まちづくり活動助成金の制度があります。）

地域コミュニティ団体への支援（第9条）

地域自治によるまちづくりを推進するために、地域コミュニティ団体を含む地域に関わりのある市民公益活動団体同士が、地域の課題について話し合うなどの連携ができるよう市が支援します。

市民公益活動団体への業務委託（第10条）

まちづくりへの市民参画の一つの方法として、市民が携わることが効果的かつ効率的なまちづくり事業を、相当の活動実績をもつと認める市民公益活動団体に委託して行うことができます。

公共事業の説明責任（第11条）

公共事業を実施しようとする者は、説明会の開催その他の方法により、その事業を実施する区域の住民及び利害関係を有するものに対して、事業内容を説明するよう努めます。

まちづくり推進区域（第 23 条）

市長は、優先して市街地の形成を進める区域、急激な民間開発が予想される区域、自然、景観、歴史的遺産などを保全すべき区域など、重点的にまちづくりを進める区域を「まちづくり推進区域」として指定し、積極的にまちづくりを支援します。

6 まちづくり審議会（第 12 条～14 条）

まちづくり審議会の委員は、学識経験者、各分野で活動する団体の代表者、市民公募委員で構成し、まちづくり協議会の認定、支援、認定取り消し、まちづくり計画の認定、協働のまちづくり事業の認定、まちづくり事業の総合評価、開発事業に対する調停について審議します。

7 まちづくり協議会・まちづくり計画（第 15 条～22 条）

まちづくり協議会（第 15 条～16 条、18 条～19 条）

まちづくり協議会は、まちづくり計画を策定し自ら実施するために、まちづくりの目的を共有する一定の区域において、「区域住民等」及び「その区域に関わりをもつ者」のうち自発的に参画する者で組織します。「その区域に関わりをもつ市民」とは、広くまちづくりの担い手という意味であり、通勤・通学者、区域外地権者などをいいます。「自発的に参画する者」とは有志の者で組織されることを意味します。

まちづくり協議会認定の要件

- ・認定の申請時において 10 人以上であること。
- ・区域、活動目的、規約又はその案、構成員、運営方針、活動計画等が条例の趣旨に合致していること。
- ・まちづくり協議会の活動計画に関係する地域コミュニティ団体に対して説明し、理解が得られるよう努め、活動計画の実現に支障がないと認められること。

まちづくり協議会への支援（第 17 条）

まちづくり協議会からの申請に基づいて、まちづくり計画の案を作成する際に、市から情報提供、技術的支援、活動費の助成を行います。

- ・「情報提供」とは、市からの資料提供や市職員がまちづくり協議会の会議に出席して説明するなどの支援をいいます。
- ・「技術的支援」とは、まちづくり計画をつくる際に専門的な知識、経験が必要な場合に、民間の技術者、歴史・文化・自然・環境などの専門家などを公費で派遣するものです。
- ・「活動費の助成」は、協議会として行う会議の資料づくり、住民参加のイベント費用などの活動費を助成するものです。但し、助成の対象となる経費は、市が適当と判断したもので予算の範囲内となります。例えば、会員への報酬、賃金、食糧費などは対象外となります。

まちづくり計画（第20条～22条）

まちづくり計画は、区域住民等が主体となって、住みよい地域社会を形成するための自主事業や市と協働して行う事業の内容、役割分担等をまとめたものです。

まちづくり協議会は、地域コミュニティ団体等との協議での合意を得てまちづくり計画の案を作成し、市長に提案します。

まちづくり計画の案の中に、土地利用方針等の私権に関する事項があるときは、その事項について、地域協議での合意に加え、区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の多数の同意を得る必要があります。

市長は、提案があったときは、審議会の意見を聞いて、まちづくり計画の認定の可否について判断し、その結果を当該まちづくり協議会に回答するとともにその内容を公表します。

地域協議での合意とは

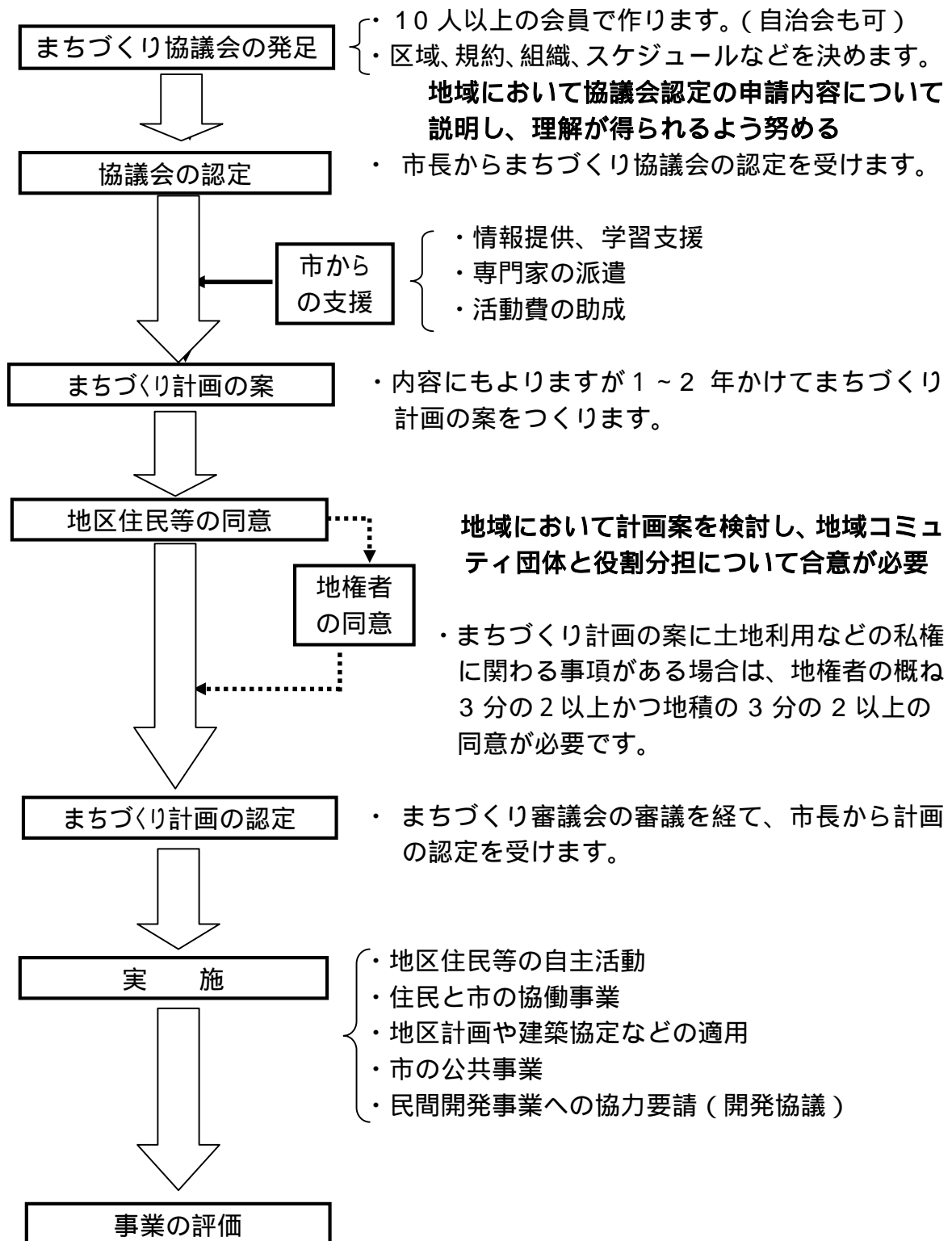
自治会などの地域の関係団体や住民に対して、下記の事項について協議を行うことをいいます。

- (1) 地域コミュニティ団体等が計画案策定に参加することができ、かつ、計画案について意見を述べる機会を設けることにより、計画案の内容について見直しの検討を行うこと。
- (2) 地域コミュニティ団体等に計画案の内容について周知し意見を求めるため、広報紙の複数回配布、説明会の複数回開催、計画案の縦覧等を行うことにより、計画案について理解を得る努力を十分行うこと。
- (3) 計画案の内容について、地域コミュニティ団体等から役割分担についての合意を得ること。

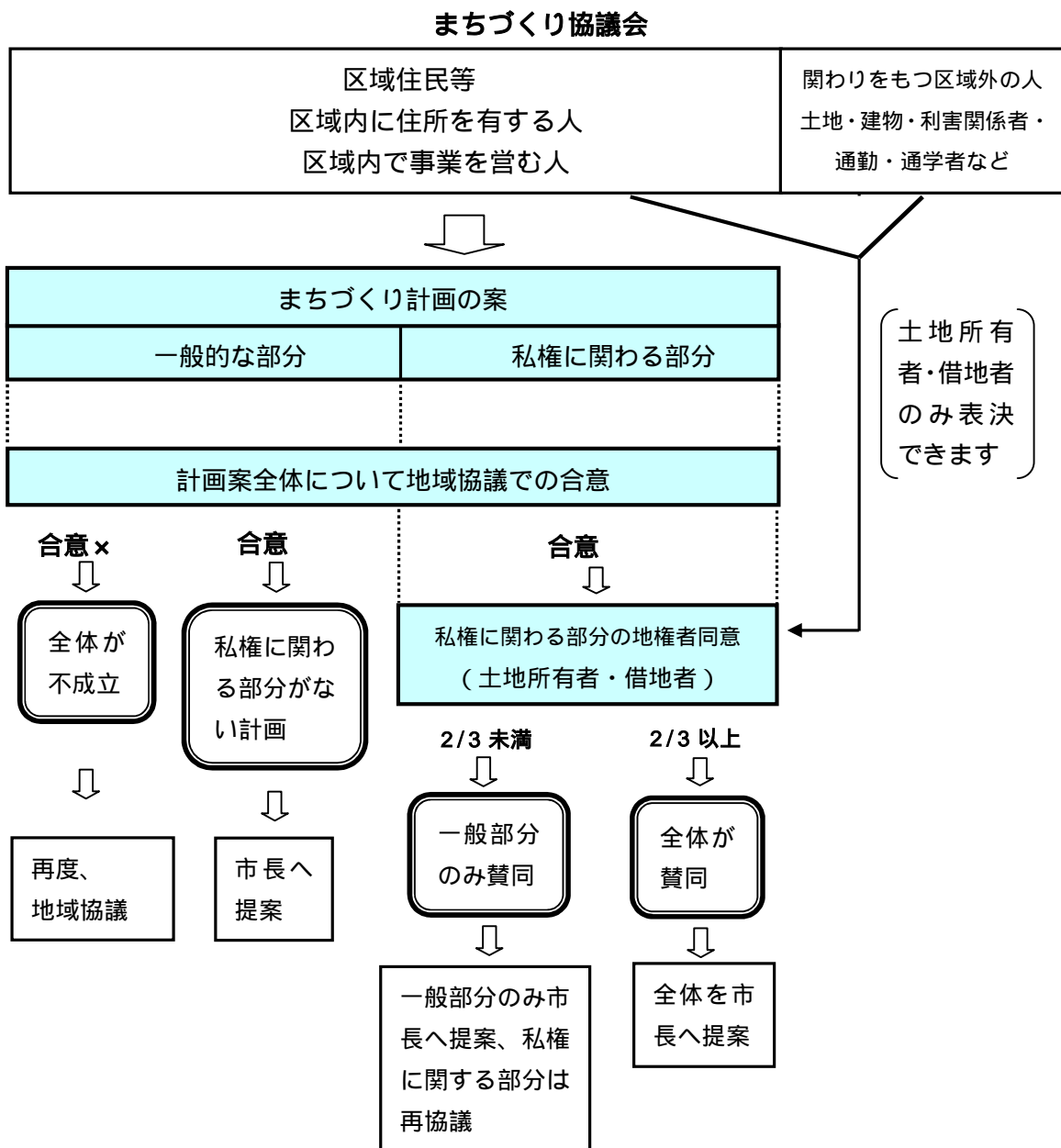
まちづくり計画の認定要件

- ・法令に反しないで、関係する行政計画に沿った内容であること。
- ・計画のテーマが身近なことで、区域住民等が主体的に取り組めるものであり、いたずらに公共事業を要求するものでないこと。
- ・他の地区と大きくバランスを欠くものでないこと。

《まちづくり計画実施までの流れ》



《まちづくり計画案の手続き》



8 協働のまちづくり事業 (第 24 条 ~ 25 条)

協働のまちづくり事業 (第 24 条)

協働のまちづくり事業は、まちづくり協議会、自治組織等の地域コミュニティ団体や、地縁によらない NPO 団体など、市民公益活動団体からの提案によって実施します。

まちづくり協議会がまちづくり計画を策定するには数年間を要することも考えられますので、この間に市との協働事業を行いたいという場合に、協働のまちづくり事業を提案することができます。

また、自治組織等地域コミュニティ団体が特定のテーマに特化した事業を市と協働で行いたい場合に、協働のまちづくり事業を提案することができます。これによって、地域のまちづくり活動が将来的にはまちづくり協議会、まちづくり計画へと発展することを期待するものです。

《協働のまちづくり事業実施までの手続き》

協働のまちづくり事業の提案

- ・ 市民公益活動団体から、定められた期日までに市長へ提案します。

(地域型協働のまちづくり事業)
市民公益活動団体がその活動拠点である地域の課題に取り組む事業
(テーマ型協働のまちづくり事業)
市内に活動拠点がある市民公益活動団体が行う特定のテーマに関する事業

協働のまちづくり事業の認定

- ・ まちづくり審議会の審議を経て、市長から事業の認定を受けます

認定の要件(すべてに該当)

- ・ 公益性が高く、市が協働すべき内容であること
- ・ 関係団体と十分に協議し、実現に支障がないこと
- ・ 十分な事業遂行能力が認められること
- ・ 同一内容の事業が、過去に同一区域で実施されていないこと

地域に関わる事業は地域協議が必要

実 施

- ・ 事業費の分担
- ・ 作業の分担
- ・ 材料の支給
- ・ 関連事業の執行 など

(対象経費)

市が負担する費用は、事業に要する経費のうち、市の役割と定められたものに係る経費とします。

(対象とならない経費)

- (1) 食糧費に相当する経費
- (2) 市が負担することが適当でない認められる経費

期間は提案があった年度の翌年度から3年以内、市が負担する費用は、同一事業について一年度あたり100万円が限度

事業の評価

まちづくり事業の評価（第 25 条）

まちづくり事業の評価は、市長が定めた方法で、事業の各当事者が自己評価を行い、それらをまとめて審議会が総合的な外部評価を行います。答申を受けた市長は、それを広報、ホームページなどで公表するとともに、次のまちづくり計画や協働のまちづくり事業の認定に反映させ、あるいは仕組みの改善につなげていきます。

9 事業者によるまちづくり（第 26 条～31 条、33 条～34 条）

事業者の行う協議等（第 26 条）

- ・事業者は、事業活動により地域コミュニティ団体の活動に影響を及ぼすことが予想される場合は、当該地域コミュニティ団体と協議して、当該事業活動と地域コミュニティ団体の活動との整合を図るよう努めます。
- ・土地利用行為を行おうとする区域にまちづくり計画がある場合において、その計画に土地利用方針等の土地利用行為に関する事項が定められているときは、必要な事項を遵守します。また、土地利用行為を行おうとする場所に歴史的に価値のあるもの又は貴重な自然が残されているときは、市民の財産として適切な保全と保護を行います。

開発協議の対象事業（第 27 条）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行うときは、開発協議を行います。

- (1) 事業区域の面積が、1,000㎡以上の開発行為又は建築
- (2) 開発行為を除く、事業区域の面積が3,000㎡以上の土地の区画形質の変更行為
- (3) 高さが10mを超える建築物（工作物を除く）の建築
- (4) 11戸以上の集合住宅の建築
- (5) 一団の宅地開発で位置指定道路がある場合又は5戸以上の宅地開発
- (6) 同一事業者等が、3年以内に連続して事業を行い、それらを合計すると前各号に該当する場合

土地利用協議（第 28 条）

事業者は、開発事業の土地利用目的が市の土地利用に関する計画等に整合しているか審査を受けるため、次に掲げる開発事業について、市長と土地利用協議を行います。

- (1) 都市計画法の開発許可が必要な開発事業のうち、開発面積が3,000㎡以上のもの
- (2) 農業振興地域内の農用地で行う開発事業

地域環境配慮調査（第 29 条）

事業者は、土地利用協議の対象となる開発事業のなかでも、とりわけ面積的に大きく開発区域内をはじめ周辺や地域の自然環境、生活環境への影響が大きいと想定されるものについては、自然環境の現状と講ずる対策、生活環境への想定される内容と講ずる対策について調査を行い提出します。

開発基準協議（第 30 条）

事業者は、開発事業に伴い設置される公共公益施設及び開発事業による行為が、適正な構造又は基準であるか審査を受けるため、市長と開発基準協議を行います。

開発事業の説明責任（第 31 条）

事業者は、開発事業を行うことにより影響が予想される地域コミュニティ団体等及び利害関係を有するものに対して事業内容を説明し、理解を得られるよう努めるとともに、その経過報告と事業者としての意見を市長に提出します。また、開発事業を行おうとする区域にまちづくり計画の認定を受けたまちづくり協議会があるときは、あらかじめその協議会と説明の方法について協議を行います。

あっせん、調停及び公聴会（第 32 条）

地域コミュニティ団体等又は利害関係を有するものは、事業者による説明の後に、市長にその開発事業に関する意見を提出することができます。

市長は、地域コミュニティ団体等又は利害関係を有するものの意見と事業者の意見に相違があるときは、両者のあっせんを行います。

市長は、あっせんが不調に終わったときは、審議会の意見を聞いて、調停を行うことができます。調停を行う場合において、必要に応じて公聴会を開催することができます。

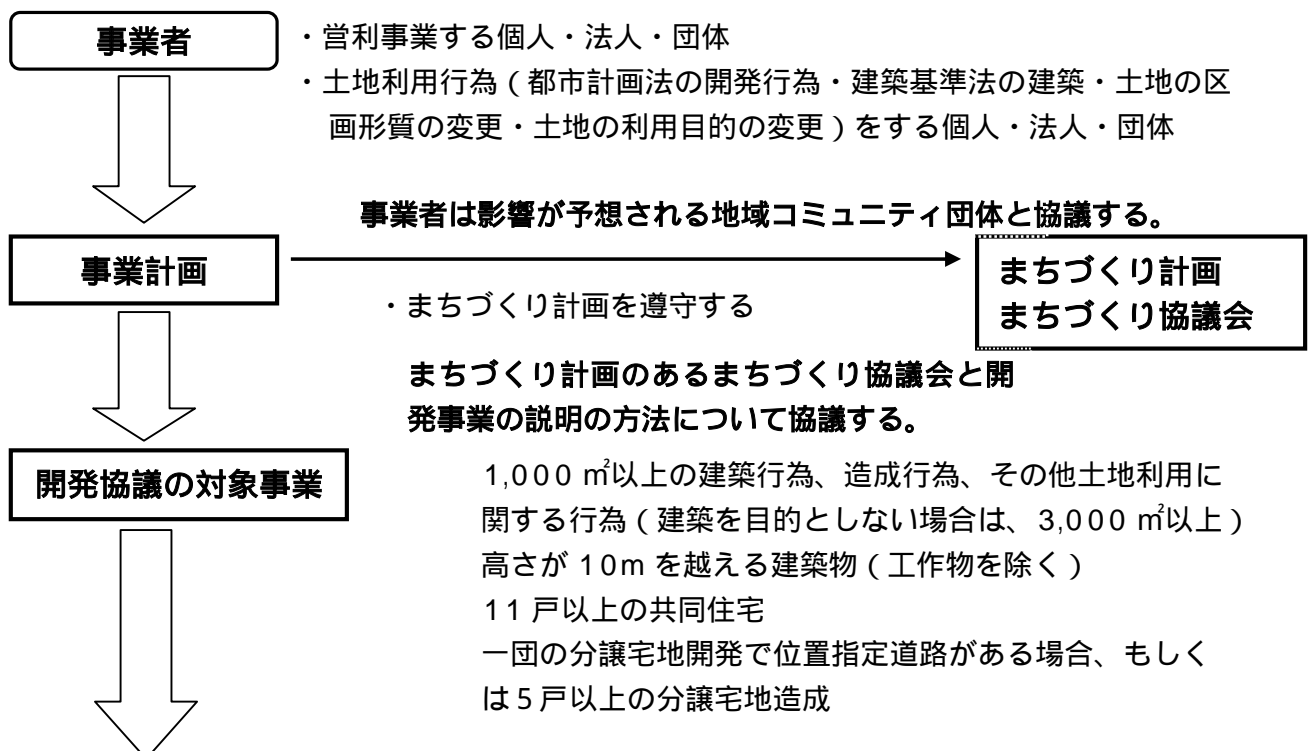
協定締結及び着工（第 33 条）

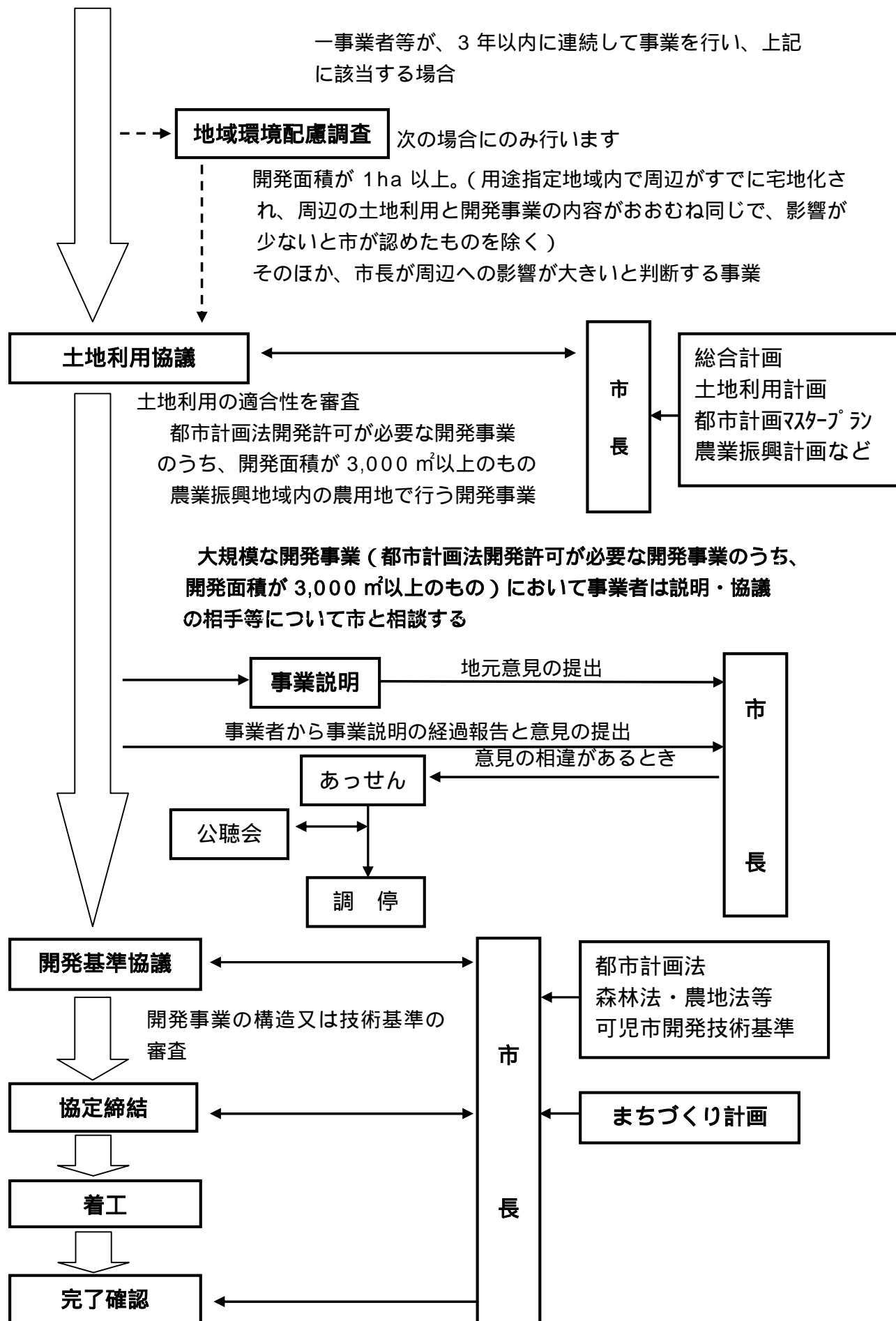
市長と事業者は、開発協議を終了した開発事業について、開発協定を締結します。

完了確認（第 34 条）

事業者は、開発事業が完了した場合は、施設が開発協定書及び市長が別に定める開発協議要綱に基づいて適切に設置されているかについて、市長の完了確認を受けます。完了確認の結果、不備があるときは、市長の指示する手直しを行います。

（民間開発事業の事前協議）





10 雑則、委任（第 35～36 条）

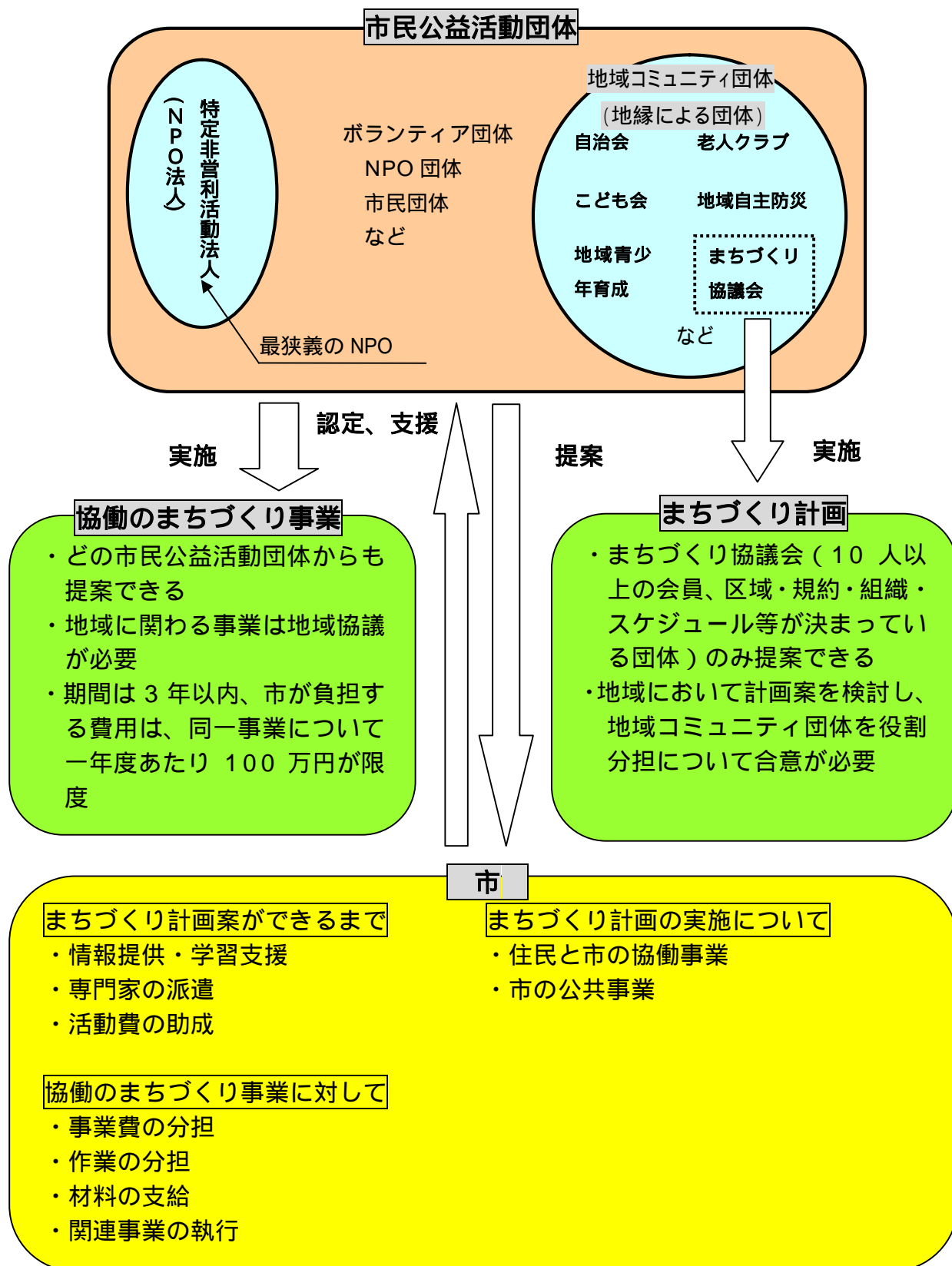
違反行為に対する措置（第 35 条）

事業者が開発協議を行わないで、又は開発協定の締結前に開発事業に着手した場合等、市長は、はじめに助言、指導、勧告をし、勧告に従わないときには、事業者の氏名又は名称、違反の事実などを公表することができます。

委任（第 36 条）

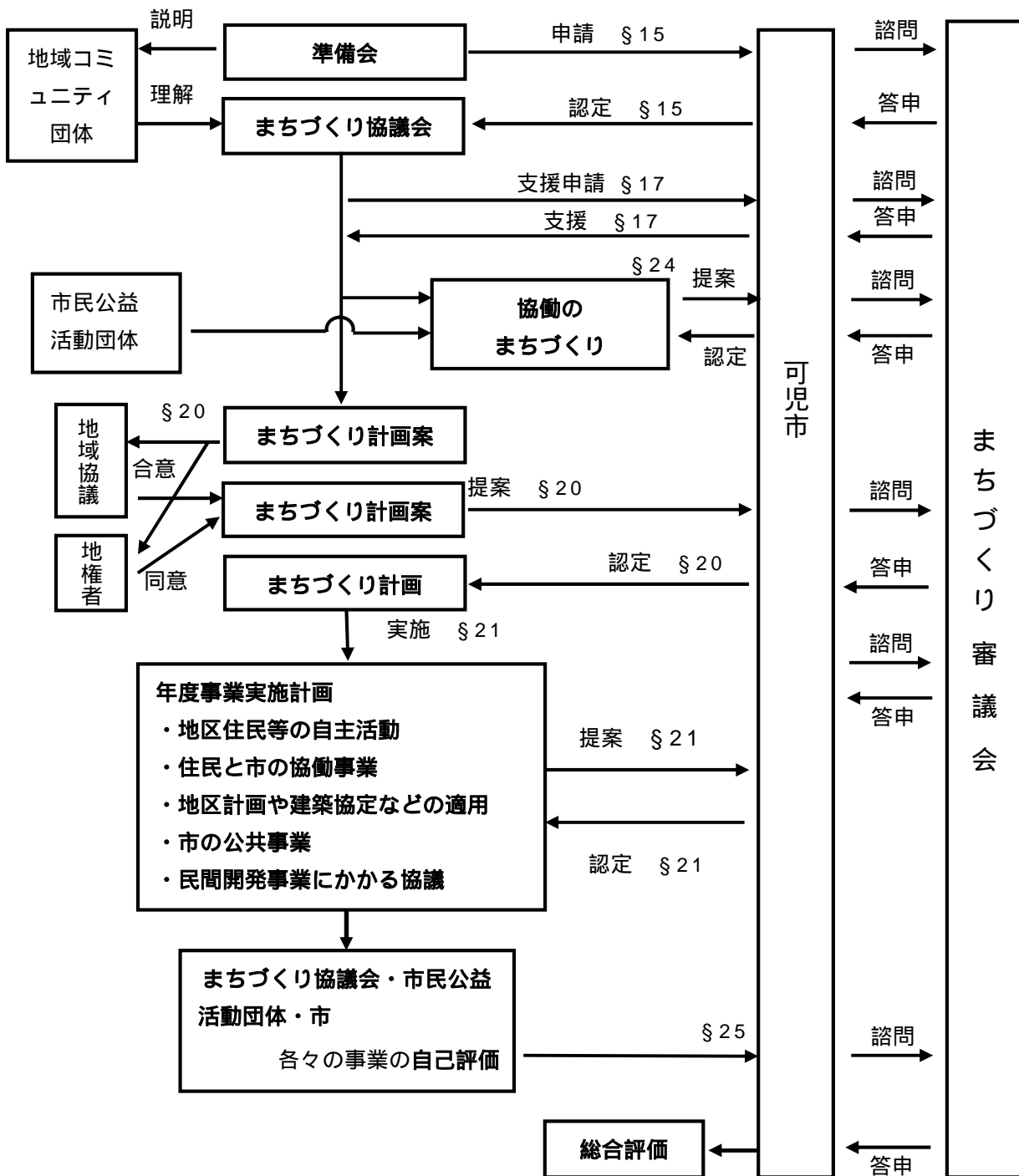
この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

《市民公益活動団体が実施するまちづくりの概要図》



専門性が高く活動実績のある NPO 法人に対して、市民が直接携わることがふさわしい公共事務を委託することができます (条例第 10 条)。

《市民参画と協働のまちづくりのながれ》



【問合せ先】

可児市役所市民部地域振興課自治振興係

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

電話 0574-62-1111 内線 2101・2102

Mail: tiikisinko@city.kani.lg.jp